

新型コロナウイルスワクチン接種について

◎小児(5歳以上11歳以下)の新型コロナウイルスワクチン接種を実施します

新たに5歳以上11歳以下までの小児が新型コロナウイルスワクチン接種の対象に追加されました。町では、3月下旬から小児への接種を実施します。対象となるかたには、3月上旬に接種券を発送します。

小児への接種は、ファイザー社製の小児用ワクチンを使用して実施します。現時点において国から供給される小児用ワクチンに限られるため、段階的に実施する予定です。具体的な接種日程は、接種券に同封の案内チラシを確認してください。

接種体制 集団接種にて実施

接種会場 大河原町保健センター(大河原町字新南7-1) ※役場庁舎東側

予約方法 ①コールセンターへの電話予約 ☎0570-023-153(平日午前9時から午後5時)

②web予約(24時間受付) <https://town-ogawara.vaccine-revn.jp/>



web予約QRコード

◎3月中旬以降、ワクチンの種類が変更になります

新型コロナウイルスワクチン接種(集団接種及び個別接種)は、国から供給されるワクチンを使用し実施しています。これまで大河原町には「ファイザー社製ワクチン」が供給されていましたが、新たに「武田/モデルナ社製ワクチン」が供給されることになりました。集団接種においては、3月19日(土)の集団接種以降、武田/モデルナ社製ワクチンに切り替え、接種を実施する予定です。個別接種では、各医療機関の接種状況により切り替えの時期が異なります。

なお、ワクチンの供給状況により、再度、ワクチンの種類が変更となる場合があります。国から新たな配分スケジュールが示されましたら、おしらせばんや町のホームページにてお知らせします。

◎これまでに一度も接種を受けていないかたの接種について

接種を希望するかたは、下記日程を確認のうえ予約してください。

接種日程	会場	予約方法	予約期間
3月26日(土) 午前9時～正午(約100枠) ※2回目接種日は4月16日(土)	大河原町保健センター (大河原町字新南7-1) ※役場庁舎東側	コールセンターへの電話予約のみ ☎0570-023-153 (平日午前9時から午後5時)	3月10日(木)～3月18日(金) ※定員になり次第締切

※1回目接種済で2回目の接種を希望するかたは下記問合先までご連絡ください。

問合先 健康推進課保健予防係(1階④番窓口) ☎0224-51-8623

～自転車の乗り方スキルアップに～ 第4回子ども自転車教室

毎回好評をいただいておりますMTBチャンピオンの井手川直樹プロによる自転車教室を今年も下記のとおり実施します。

自転車事故防止とスキルアップのためにも、多くの児童のご参加をお待ちしています。

日時 3月26日(土) 午前10時から正午まで

場所 大河原町役場

対象 町内在住の小学生(補助輪無しでひとりで自転車に乗れる児童)

定員 20名程度 **参加費** 100円(保険料等)

持ち物 自転車(どんな自転車でも可)・ヘルメット・飲み物

申込方法 下記申込先に直接・FAX・メールいずれかの方法でお申込みください

申込期限 3月22日(木)まで

申込・問合先 地域整備課都市計画係(3階③番窓口) ☎0224-53-2445

FAX0224-53-3818 ✉toshikei@town.ogawara.miyagi.jp



東日本大震災犠牲者追悼のため黙祷を行います

3月11日(金)、東日本大震災の発生から11年を迎えようとしています。町では震災により犠牲となられたかたへの追悼のため、1分間の黙祷を行います。

地震が発生した3月11日の午後2時46分に合わせ、役場のサイレンの吹鳴をします。合わせて黙祷をお願いします。災害の発生とお間違えのないようご注意ください。

問合先 総務課消防防災係(2階③番窓口)

☎0224-53-2111

毎週水曜日、午後7時まで町民生活課・税務課窓口を延長しています。どうぞご利用ください。

※証明書発行のみの対応となります。転入・転出、国民健康保険、国民年金、納税等の手続きは出来ませんのでご了承ください。

3月27日(日)と4月3日(日)は、窓口業務を行います

年度末・年度始めは就職・転勤・入学などで住所変更など各種手続きをされるかたが多いことから、3月27日(日)と4月3日(日)の午前8時30分から午後5時15分まで、役場窓口業務を行います。取扱業務は以下のとおりですので、ぜひご活用ください。

※金ヶ瀬出張所では窓口業務は行いませんのでご了承ください。

主な業務内容	担当・問合先
転入・転出・転居等の住所変更、戸籍証明(謄本・抄本・附票)、住民票の写しの交付、印鑑登録、印鑑登録証明書書の交付、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付や手続き	町民生活課(1階①番窓口) ☎0224-53-2114
税証明書の交付	税務課(1階⑧⑨⑩番窓口) ☎0224-53-2113
児童手当、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成に関する手続き	子ども家庭課(3階②番窓口) ☎0224-53-2251
国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き、妊産婦・乳児一般健康診査受診票および各種予防接種受診票の交付、各種検診申込み	健康推進課(1階③④番窓口) ☎0224-51-8623
介護保険に関する手続き、障害者手帳の住所変更、障害者医療費助成に関する手続き	福祉課(1階⑤⑥⑦番窓口) ☎0224-53-2115
小・中学校の転校に関する手続き	教育総務課(3階①番窓口) ☎0224-53-2742
上下水道の使用開始・中止・廃止に関する手続き、上下水道料金の納入	上下水道課(1階⑪番窓口) ☎0224-53-2116

年度末・年度始め窓口混雑予想

年度末・年度始めは住所変更などの各種手続きをされるかたが多いことから、町民生活課の窓口が大変混雑することが予想されます。各種手続きでご来庁されるかたは、下記を参考にお越しください。

またマイナンバーカードの受け取りなどの手続きは、お時間がかかりますので、ご都合のつくかたは年度末・年度始めを避けてお越しください。

時期	混雑状況	待ち時間の目安
3月中旬	混雑することが予想されます	1時間程度
3月下旬～4月上旬	大変混雑することが予想されます	1時間30分程度
4月中旬～4月下旬	混雑することが予想されます	1時間程度

※混雑状況・待ち時間については目安です。手続きの内容や当日の混雑状況により異なりますので、予めご了承ください。

※例年、午前10時～午後3時にかけて混雑する傾向にあります。

※感染症対策のため、ご来庁の際は「マスクの着用」や「手指消毒」「体調不良時は外出しない」といった取り組みにご協力ください。

問合先 町民生活課町民係(1階①番窓口) ☎0224-53-2114

全国一斉春の火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

3月1日(火)～7日(日)にかけて「春の火災予防運動」が実施されます。

この機会に、住宅用火災警報器(住警器)の適切な設置および点検・交換を行いましょ。

住警器の適切な設置場所および点検・交換について

- 寝室・台所には必ず住警器が必要です。2階に寝室がある場合は、階段にも設置しましょう。
- 設置した住警器は定期的に点検(ひもを引く、ボタンを押すなど)を行い正常に作動することを確認しましょう。
- 住警器の交換の目安は設置から10年です。



「あなたの大切な命を守るため必ず住警器の設置を！」

問合先 大河原消防署 予防係 ☎0224-52-1136

令和3年度狂犬病予防注射の 手続きはお済みですか？

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で定められており、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせた際は、必ず「狂犬病予防注射済票」の交付手続きが必要です。

今年度、狂犬病予防注射を受け、まだ「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてない場合は、「狂犬病予防注射済証」と「手数料(550円)」を3月31日(木)まで環境衛生係にお持ちください。

問合先

町民生活課環境衛生係(1階②番窓口)
☎0224-53-2114

マイナンバーカード 休日窓口を開設します

申請されたマイナンバーカード(個人番号カード)ができあがったかたには、順次「交付通知書(はがき)」をご自宅にお届けしています。交付通知書が届いているかたで、平日に来庁することができないかたを対象に、下記のとおり休日窓口を開設します。まだマイナンバーカードを受け取っていないかたは、ぜひご利用ください。また、あわせて電子証明書の更新手続きも行います。

日時 3月13日(日)

午前8時30分～正午

※お持ちいただくものについては、交付通知書(はがき)または電子証明書の有効期限通知書をご確認ください。

※証明書発行、転入転出などの手続きは行えません。

※休日窓口は混雑することが予想されますので、毎週水曜日の夜間窓口もご利用ください。(受け取り希望の場合午後6時30分まで受付)

問合先

町民生活課町民係(1階①番窓口)
☎0224-53-2114

国民健康保険の加入・脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、職場での手続きのほかに役場での手続きが必要です。

国保の加入・脱退を届け出る場合は必要書類をお持ちのうえ、健康推進課保険給付係でお手続きください。

こんなとき		届出に必要なもの	
国保に加入するとき	大河原町に転入してきたとき	転入前の市町村の転出証明書	来庁者の本人確認書類及びマイナンバーカード(※)
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったことの証明書	
国保をやめるとき	大河原町から転出するとき	転出するかたの国保の保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき		

※各手続きには下記①、②が必要になります。

- ①来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの場合は1点、顔写真なしの場合は公的機関から発行されたもの2点)
- ②世帯主及び対象者全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(通知カードは氏名・住所等に変更がない場合のみ利用できます)

問合せ先 健康推進課保険給付係(1階③番窓口) ☎0224-51-8623

異動の時期は国民年金の届出を忘れずに！

国民年金の種別は、職業などによって3つに分かれており、20歳以上60歳未満のかたで種別が変わる場合は届出が必要になります。春は、就職・転職・進学など異動の多い時期です。なにかとあわただしくなり、いろいろな届出をつい忘れがちです。早めに届出をしましょう。

こんなとき	変更後の種別	届出先
-------	--------	-----

○第1号被保険者(自営業者、学生、フリーランスのかたなど)

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

○第2号被保険者(会社員や公務員のかたなど)

退職したとき	第1号被保険者	役場国民年金係年金事務所
退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

○第3号被保険者(第2号被保険者である配偶者に扶養されているかた)

収入が増えるなどして、扶養から外れたとき	第1号被保険者	役場国民年金係年金事務所
扶養している配偶者が退職したとき		
扶養している配偶者が65歳になったとき	第2号被保険者	勤務先
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき		
扶養している配偶者が転職等で加入する厚生年金の種類が変わったとき		

問合せ先 大河原年金事務所 ☎0224-51-3111(音声案内)
健康推進課国民年金係(1階③番窓口) ☎0224-51-8623

中小企業の退職金国がサポートします

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの掛金助成があり、掛金は全額非課税で手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーでも加入することができます。

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度に加入しませんか。お気軽に下記までお問い合わせください。

問合せ先 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

女性のための女性司法書士による無料法律相談会

県内に在住もしくは県内に職場のある女性を対象として、相続・遺言・借金・成年後見・離婚手続き・ハラスメントなどについて、女性司法書士が無料で面接・電話による相談を行います。

日時

○面接相談

3月7日(月)～11日(金) 午後1時～4時

○面接・電話相談

3月12日(土) 午前10時～午後4時

<電話相談専用番号>

☎022-221-6870

※面接相談は予約優先となります。

面談会場

宮城県司法書士総合相談センター
(仙台市青葉区春日町8-1)

予約・問合せ先 宮城県司法書士会

☎022-221-6755

善意にありがとう(敬称略)

■いきいきプラザへ

▶図書カード3,000円/

大河原町民生委員児童委員協議会中央地区会
大河原町民生委員児童委員協議会東部地区会

■町内各施設へ

▶花桃の花/海子保雄(金ヶ瀬3区)

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年中の収入が前年の10分の3以上減少しているなどの世帯については、申請により保険税（料）の減免が受けられる制度があります。

なお、減免の詳細や必要な書類等については、町ホームページをご覧ください。それぞれの担当課までお問い合わせください。

【減免の対象となる保険税（料）】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（年金特別徴収の場合は年金給付の支払日）が設定されている令和2年度および令和3年度の保険税（料）

【減免の対象者と減免割合】

(A)感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったかた（世帯）

⇒全部

(B)感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、以下の要件①～③の全てに該当するかた（世帯）

⇒全部または一部を減額

〈要件（世帯の主たる生計維持者について）〉

①事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの額が、前年の10分の3以上減少していること

②減少した事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

③前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料は除きます）

※(B)の対象者で減少が見込まれる前年の所得が0円またはマイナスの場合は減免の対象外です。

申請期限 令和4年3月31日(木)まで

担当課・問合先 【国民健康保険税】 税務課課税係(1階⑧番窓口) ☎0224-53-2113
【後期高齢者医療保険料】 健康推進課保険給付係(1階③番窓口) ☎0224-51-8623
【介護保険料】 福祉課介護保険係(1階⑦番窓口) ☎0224-53-2115

献血にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の影響で献血協力者が減少しています。輸血に必要な血液は、人工的につくることも長期保存することもできません。安定した血液供給のために皆さまのご協力をお願いします。

実施日	会場	受付時間
3月16日(木)	みやぎ県南中核病院	午後1時～2時30分
	大河原警察署	午後3時30分～4時30分
3月18日(金)	仙南地域広域行政事務組合	午前9時30分～11時30分
	大河原町役場	午後1時～4時

※実施する献血は、400mlの全血献血です。

※新型コロナウイルスのワクチンを接種されたかたは、1回目・2回目・3回目いずれの場合も、接種後48時間を経過していれば献血にご協力いただけます。

問合先 宮城県赤十字血液センター ☎022-290-2515
福祉課社会福祉係(1階⑤番窓口) ☎0224-53-2115

特定不妊治療費の助成を行っています

町では、不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。

助成対象（以下の4つの要件全てに該当するかた）

- (1)「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けたかた
- (2)申請日において、夫婦のどちらかが大河原町内に1年以上居住しているかた
- (3)町税等に未納のないかた
- (4)他の市町村で治療に対しての助成を受けていないかた

※原則、治療が終了した年度内において助成します。宮城県に申請し「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認決定通知書が届きましたら、速やかに申請してください。「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認決定通知が年度内に届かない場合は下記にご連絡ください。

申込・問合先 健康推進課健康推進係(1階④番窓口)☎0224-51-8623

マロニエの会 自死遺族わかちあいの集い

「同じ悲しみ、同じ苦しみ、同じ悩み」を分かち合いましょう

日時 3月20日(日)
午後1時～4時30分
会場 オーガ2階多目的ホール1
対象 自死遺族のかた
参加費 100円
問合先 全国自死遺族連絡会
☎090-5835-0017(田中)
健康推進課健康推進係(1階④番窓口)
☎0224-51-8623

返しきれない借金で悩んでいませんか？

東北財務局では、借金を抱えてお悩みの個人（自営業のかたを含む）の方々からの相談を無料で受け付けています。一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

受付時間 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～5時

相談・問合先
☎022-266-5703

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の、生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給対象世帯

①令和3年度住民税非課税世帯

●基準日（令和3年12月10日）において大河原町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

※条例により住民税均等割が減免されている世帯や生活保護受給世帯も対象となります。

②令和3年1月以降収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

●①に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変（収入が減少）し、世帯の中の住民税課税者全員の年収見込額が、非課税となる水準以下である世帯

※①・②ともに世帯全員が住民税が課税されている他の親族などの扶養（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）となっている世帯は対象になりません。

給付額 1世帯あたり10万円（受給は非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回のみ）

給付金支給の手続き

①令和3年度住民税が非課税の世帯

(1)世帯の全てのかたが、令和3年1月1日以前から大河原町にお住まいの場合

⇒対象と思われる世帯に、町から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を2月上旬に送付しています。中身を確認・記名して返送してください。内容確認後、振込口座に振込みます。

(2)世帯の中に、令和3年1月2日以降に大河原町に転入したかたがいる場合

⇒令和3年1月1日現在の住所地に課税照会し、令和3年度住民税均等割非課税であることが確認できた世帯には、順次確認書を送付します。しばらくお待ちください。

②令和3年1月以降収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

対象となる世帯について、町では世帯の家計状況は把握できないことから、個別にご案内することはできません。下記の該当基準を全て満たす世帯は、申請書を福祉課窓口または町ホームページから取得し、必要事項を記入のうえ添付書類と一緒にご提出ください。内容確認後、振込口座に振込みます。

該当基準と判定方法

●該当基準

(A)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと

(B)令和3年度住民税均等割が課税されている世帯で、課税者だった者のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税（相当）水準以下であること

●判定方法（年収・所得）

令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍した額となります。収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定します。

収入の種類は、給与・事業・不動産・年金（遺族・障害年金は含まない）の経常的な収入となります。

申請期限・場所

令和4年9月30日(金)まで

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【コールセンター<制度に関すること>（内閣府）】

☎0120-526-145（フリーダイヤル） 午前9時～午後8時（土曜・日曜・祝日を含む）

問合先 福祉課社会福祉係（1階⑤番窓口） ☎0224-53-2115


夕方早めのライトオン運動実施中！
3月は午後4時に車両のライトをスイッチオン！

令和4年 大河原町内 交通事故発生状況

2月15日現在累計（ ）内前年同期比

人身事故	死者数	傷者数	物件事故
11(+5)	0(0)	13(+6)	60(-16)

町民カレンダー

3月16日～
4月15日

月日	行 事	収集ごみ
16(水)	◆町民生活課・税務課窓口延長(証明発行のみ)◎～19:00	缶類
17(木)		茶びん
18(金)		もやせるごみ
19(土)	◆駅前図書館臨時休館(21日まで)	紙類
20(日)		
21(祝)	◆春分の日	
22(火)	◆駅前図書館開館日 ◆公民館・にぎわい交流施設・駅前図書館・総合体育館・東部運動場・大河原公園スケートパーク休館日	もやせるごみ
23(水)	◆町民生活課・税務課窓口延長(証明発行のみ)◎～19:00	ペットボトル
24(木)		透明びん
25(金)		もやせるごみ
26(土)	◆プラネタリウムおおがわら星空さんぽ◎オーガ2階イベントホール(事前申込制:定員30名)◎11:00～11:30	
27(日)		
28(月)	◆公民館・にぎわい交流施設・駅前図書館・総合体育館・東部運動場・大河原公園スケートパーク休館日	容器包装プラ
29(火)		もやせるごみ
30(水)	◆町民生活課・税務課窓口延長(証明発行のみ)◎～19:00	
31(木)		
4.1(金)		乾電池 もやせるごみ
2(土)		紙類
3(日)		
4(月)	◆公民館・にぎわい交流施設・駅前図書館・総合体育館・東部運動場・大河原公園スケートパーク休館日	容器包装プラ
5(火)		もやせるごみ
6(水)	◆町民生活課・税務課窓口延長(証明発行のみ)◎～19:00	その他プラ
7(木)	◆駅前図書館休館日	もやせないごみ
8(金)	◆雑誌リサイクル配布◎駅前図書館◎10:00～(受付9:30～)	もやせるごみ
9(土)	◆お話し会◎オーガ2階イベントホール(事前申込制:定員30名)◎11:00～11:30	紙類
10(日)		
11(月)	◆公民館・にぎわい交流施設・駅前図書館・総合体育館・東部運動場・大河原公園スケートパーク休館日	容器包装プラ
12(火)		もやせるごみ
13(水)	◆町民生活課・税務課窓口延長(証明発行のみ)◎～19:00	ペットボトル
14(木)		その他のびん
15(金)		もやせるごみ

※土曜日に回収をしておりまして、衣類・布につきましては、もやせるごみ(黄色の袋)としてお出してください。

無 料 相 談

気軽にご利用ください

法律相談	
日 時	3月16日(水) 午前10時～午後3時
会 場	役場2階 第3会議室
問合せ先	町民生活課 ☎53-2114
人権相談	
日 時	毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時 (火曜日は午前10時～午後3時)
会場・問合せ先	仙台法務局大河原支局 ☎52-6053
行政相談	
3月の行政相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止させていただきます。	
問合せ先	総務課 ☎53-2111
消費生活相談	
日 時	毎週火曜・木曜日 午前9時～午後4時
会場・申込先	商工観光課(役場3階) ☎53-2659
生活相談	
日 時	毎週月曜日午前10時～午後3時
会 場	福祉センター 2階生活相談室
問合せ先	大河原町社会福祉協議会 ☎53-0294
ダイヤル教育相談	
日 時	毎週月曜～木曜日 午前9時～午後5時
相談専用ダイヤル(教育総務課内)	☎87-6800
こころの健康相談(要予約)	
日 時	3月18日(金)午前9時30分～11時30分 (公認心理師による相談) 3月23日(水)午後1時30分～3時 (精神科医師による相談)
会 場	保健センター
申込先	健康推進課 ☎51-8623
思春期・引きこもり専門相談(要予約)	
日 時	3月17日(水)午後3時30分～4時30分
※日程変更になる場合があります。詳細は下記にお問い合わせください。	
会場・申込先	仙南保健福祉事務所 ☎53-3132
アルコール専門相談(要予約)	
日 時	3月16日(水) 午前11時～正午、午後2時30分～4時30分
※日程変更になる場合があります。詳細は下記にお問い合わせください。	
会場・申込先	仙南保健福祉事務所 ☎53-3132
生活保護相談	
日 時	3月17日(水)午前10時～午後3時 予約受付:上記以外の平日 午前10時～午後3時
※仙南保健福祉事務所面接相談員による相談	
会 場	町民相談室(役場1階)
問合せ先	福祉課 ☎53-2115

※市外局番は0224になります。

※祝日はお休みです。